平成２９年（フ）第２８７３号
大阪市阿倍野区昭和町２丁目１番13号
破産者　株式会社タカフク
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２０３号
大阪市平野区平野東２丁目８番13号
破産者　有限会社高波工業
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２１２号
大阪市北区東天満１丁目11番13号広垣ビル７Ｆ
破産者　有限会社ＴｒｉｐｌｅＰＲＩＭＥ
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５９４号
大阪市大正区南恩加島１丁目９番119号
破産者　株式会社裕建設
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５９７号
大阪市天王寺区大道２丁目７番８号
破産者　有限会社サンテイク
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６０３号
神戸市東灘区御影２丁目５番10号
破産者　株式会社イハラ楽器
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６９７号
神戸市中央区御幸通６丁目１番20号　三宮山田東急ビル１Ｆ
破産者　有限会社イコンセプトラブ
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７９６号
神戸市東灘区本山北町３丁目６番10号
破産者　株式会社ブランデザイン
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５７号
神戸市北区鹿の子台南町４丁目31番２号
破産者　メイケン開発有限会社
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１６４号
東京都八王子市大和田町３丁目２番24号プライムコート203号
破産者　三品　英和
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３９８号
東京都東村山市久米川町４丁目７番地39
破産者　株式会社中央設計
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４３８号
東京都八王子市南大沢１丁目21番地６シャルマンＢ棟208号
破産者　内藤麻衣子
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５１０号
東京都青梅市新町５丁目48番３号
破産者　有限会社アールイー
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５１１号
東京都青梅市新町５丁目48番地の３ニューシティ西間原105
破産者　中田　雅士
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２４４号
三重県鈴鹿市中旭が丘４丁目１番15号
破産者　有限会社マルワカホーム
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４５号
三重県鈴鹿市柳町1672番地　有料老人ホーム万寿、前住所三重県鈴鹿市中旭が丘４丁目１番15号
破産者　若畑　　均
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５２号
三重県津市榊原町5931番地の１
破産者　有限会社榊原川八
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５３号
三重県津市大園町６番16号　プレジール大園201号
破産者　井爪　清之
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５４号
三重県津市大園町６番16号　プレジール大園201号
破産者　井爪　元美
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５９号
三重県津市中河原630番地　サンタプレイス102
破産者　西村　勇佑
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９０号
滋賀県草津市山寺町188番地、商業登記簿上の本店所在地京都市中京区西ノ京小堀町２番地28
破産者　株式会社京阪津ツーリスト
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部